

住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金

- 住民税（均等割）非課税世帯や令和3年1月以降に新型コロナウイルス感染症の影響で家計急変のあった世帯を支援する新たな給付金です。
- 給付金を受給するためには手続きが必要です。

給付金の支給額

1世帯あたり10万円

給付金の支給時期

七ヶ浜町が確認書（または申請書）を受理した日から3週間後が目安です。

七ヶ浜町 長寿社会課 ☎022-357-7448

住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金

支給対象と申請の有無

I 世帯全員の令和3年度「**住民税均等割が非課税**」世帯

- 七ヶ浜町から確認書が届きます。（要返信）
- 一部申請が必要な場合があります。

II 令和3年1月以降の収入が減少し「**住民税非課税相当**」の収入となった世帯（家計急変世帯）

- **申請期間 令和4年3月1日～令和4年9月30日**
- 申請時点で住民登録ある市区町村に申請してください。

七ヶ浜町 長寿社会課 ☎022-357-7448

住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金

I 令和3年度住民税（均等割）が非課税の世帯

世帯の全ての方が令和3年1月1日以前から現住所にお住まいの場合

- 対象となる世帯には七ヶ浜町から確認書が届きます。
 - 中身を確認して七ヶ浜町に返信してください。
 - ①記載された給付金振込口座情報に誤りがないか
 - ②住民税課税されている方の扶養親族のみ世帯でないこと
- 世帯の中に令和3年1月2日以降に転入した方がいる場合**

- 七ヶ浜町 長寿社会課までご連絡ください。

七ヶ浜町 長寿社会課 ☎022-357-7448

住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金

II 新型コロナウイルス感染症の影響で収入が減少し世帯全員が住民税非課税相当の収入となった世帯（家計急変世帯）

- **申請期間 令和4年3月1日～令和4年9月30日**
- 申請時点で住民登録ある市区町村に申請してください。
- 申請書配布先は七ヶ浜町 長寿社会課です。
七ヶ浜町ウェブサイトからもダウンロードできます。
- 新型コロナウイルス感染症の影響以外で収入が減少した場合は該当しませんのでご注意ください。

七ヶ浜町 長寿社会課 ☎022-357-7448